

家電リサイクル手順書(P446-~~64~~-321)

1. 目的

特定家庭用機器再商品化法平成10年6月5日交付(以下家電リサイクル法という)の順守。

2. 運用手順

- (1) 不要物品となったエアコン、テレビ、冷凍冷蔵庫、洗濯機の4品目の排出があった時に家電リサイクル券を発行し生協等家電小売店に引き渡す。
- (2) 管理係は、家電リサイクル券を「家電リサイクル記録(D451-6)」としてファイルに綴る。
- (3) 再商品化料金・収集運搬料金は運営費交付金で支払う。

3. 監視測定及び是正

- (1) 責任者は主査(管理係)とする。
- (2) 主査(管理係)は、半期に1度、家電リサイクル券の発行状況及び家電リサイクル記録状況を確認し、環境委員会に報告する。
- (3) 環境管理責任者は、不適合があれば是正を指示する。
- (4) 主査(管理係)は、不適合の原因を特定し適切な処置をし、その結果を「不適合・是正処置・予防処置報告書(D453-1)」にまとめ環境管理責任者に報告する。

4. 不適合の判断基準

- (1) 記録やリサイクル券の発行がなかった場合
- (2) 手順通り実施されていない場合

5. その他

本手順書の改廃・見直しの原案は、資源・エネルギー部会長が作成し、環境管理責任者が審査のうえ、承認する。また、環境管理責任者は、必要に応じて本要領の改廃・見直しについて環境委員会へ付議し、その結果をもとに、見直し案の作成を資源・エネルギー部会長に指示することができる。

ISO事務局は、学部内ホームページに本要領の最新版を掲載し、構成員が閲覧できるようにする。本手順書の原本の保管はISO事務局が行う。

[関連文書]

家電リサイクル記録(D451-6)

本手順書の改訂履歴

年月日	改訂の内容	改訂理由	承認	作成	保管
2006.8.1	制定		阿部	三上	宮原
2006.11.24	改訂	JACOの指摘により	阿部	三上	宮原